　　　海老名市防災対策（感震ブレーカー）補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、地震等による通電火災を未然に防ぐため、住宅の防災対策として感震ブレーカーの購入及び設置に要した費用の全部又は一部を市が予算の範囲内において補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（

昭和５８年規則第１２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　感震ブレーカー　一定の揺れを感知すると自動的に通電を遮断する機器をいう。

(２)　住宅　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第２条第１項の住宅及び住戸をいう。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税等を滞納していない者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

　(１)　市内に住所を有し、現に市内に居住している者

(２)　市内に存する住宅を所有する者

（補助対象品目）

第４条　補助の対象となる感震ブレーカーの品目（以下「補助対象品目」という。）は、別表のとおりとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象品目の購入及び設置（配送料等除く）に要した費用の全額とし、１の住宅（共同住宅にあっては、住戸。次条第３項において同じ。）につき感震ブレーカー１個までを対象とする。

２　前項の補助金の額は、５，０００円を上限とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、海老名市防災対策（感震ブレーカー）補助金交付申請書（第１号様式）に必要書類を添えて、市長に申請するものとする。

２　前項の規定による申請は、同一世帯につき１回限りとする。

３　第１項の規定にかかわらず、既にこの補助金の交付を受けて購入した感震ブレーカーが設置されている住宅に居住する補助対象者は、同項の規定による申請をすることができない。

４　申請者が未成年者であるときは、当該未成年者は、第１項の規定による申請をするに当たっては、親権者の同意を得なければならない。

　（交付決定等）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査する。

２　補助金を交付することを決定したとき又は交付しないことを決定したときは、その旨を海老名市防災対策（感震ブレーカー）補助金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第８条　前条第２項の規定による交付決定を受けた者は、海老名市防災対策（感震ブレーカー）補助金請求書（第３号様式）に必要書類を添えて、市長に請求するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第９条　市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、海老名市防災対策（感震ブレーカー）補助金交付決定取消通知書（第４号様式）により、補助金の交付決定を受けた者に通知するとともに、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（報告、検査等）

第１０条　市長は、この要綱による補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者等に対し、報告を求め、又は検査し、若しくは調査することができる。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

　（要綱の失効）

２　この要綱は、令和７年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第８条から第１０条までの規定は、なおその効力を有する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 補　助　対　象　品　目 | |
| １ | 感震ブレーカー分電盤タイプ（内蔵型） |
| ２ | 感震ブレーカー分電盤タイプ（後付型） |
| ３ | 感震ブレーカーリレータイプ |
| ４ | 感震ブレーカーコンセントタイプ |
| ５ | 感震ブレーカー簡易タイプ |